

中国知的財産権の保護水準の現状分析¹

胡 開 忠²
石上 千哉子(訳)

要約

中国の国情に合った知的財産権戦略を立てるにことに関して、中国の知的財産権の正確な保護水準を把握することは、第11次5ヵ年計画の目標を実現するために重要な意義を有する。中国は、海外の知的財産権の立法状況及び国内の経済、文化、科学技術の発展の現状に基づいて知的財産権の保護水準を判断しなければならない。この考え方を基礎として、中国は国際条約が規定する最低保護水準を遵守しながら、自己の知的財産権の合理的な保護水準を定めて国際貿易における利益を確保し、経済、文化及び科学技術の発展を促進させていくべきである。

キーワード

知的財産権、保護水準、評価基準、戦略

近年来、アメリカ、日本を始めとする先進国は相次いで独自の知的財産国家戦略を立て、インドやシンガポールに代表される発展途上国もこれに続いている。このような知的財産保護の新しい動きに対応するため、2005年1月に呉儀副総理をリーダーとする国家知的財産保護戦略立案リーディンググループを作り、中国の知的財産戦略の立案を進めている。中国共産党中央委員会は第11次5ヵ年計画に、「知的財産保護の強化および知的財産保護制度の健全化」を盛り込んだ。知的財産権が国際化する中で、中

¹ 本論文は、司法部「中国知識産権保護現状興制度完善」プログラムの資金援助を受けたものである。

² 博士（民商法）、中南財經政法大学助教授

国の知的財産の保護水準をどのように正確に把握するか、中国の知的財産保護の基本的立場をどのように決定するか、中国の実情にあった知的財産保護戦略をどのように立案するかは、いずれも第11次5ヵ年計画を円滑に実現するために極めて重要である。以下に、中国の知的財産保護の実情を述べることにする。

1. 知的財産権の保護水準についての論争：保護水準は高すぎるのか／低すぎるのか

国家の知的財産権戦略の立案にあたり、まず、実情を判断し情勢を推量し、中国における知的財産の保護水準を正確に理解しておく必要がある。中国の学者はこの問題について二つの見方に分かれている。一つは中国の知的財産権保護は不十分であって、「保護は欠如し、権利行使は制限されている」という問題を抱えており、中国の知的財産権の保護が十分に高い水準に達しているという見方は不正確であるというものである³。もう一つの見方は、中国の知的財産権は「国際標準を超えて保護されている」というもので、言い換えれば、「現行の知的財産権保護規定には、国際条約のために必要な基準を不当に超えたものがある」、つまり、中国の知的財産権保護の水準は高すぎるというものである⁴。急進的な学者の中には、知的財産権の保護を高すぎる水準に設定することは、中国の知的財産保護を誤った方向に導くという考えを持つ者もいる⁵。尤も、中国の知的財産権保護の水準が高いのか低いのかという議論は、中国がWTOに加盟し、知的財産権保護の実施が義務付けられている以上意味がなくなっている。より重要なことは、知的財産権保護を通じて中国の経済発展を加速させる

³ 鄭成思『中国知識産権保護遠不足』(文汇报2004年10月18日)掲載

⁴ 吳漢東『国際化、現代化與法典化：中国知識産権制度的發展道路』(法商研究2004年第3期)

⁵ 方興東『中国知識産権保護錯誤的不歸路』

<http://www.enet.com.cn/article/2004/0216/A20040216286692.shtml> 2005年12月16日閲覧

ことにある⁶。

実際、上述のような議論は中国において以下の点で非常に重要な意味をもっている。まず第一点は、中国の知的財産権の保護水準を正確に把握することによって、その後の知的財産立法を正しい方向に導くことが可能になるという点である。中国の知的財産立法が科学的か否かは実践してみなければわからない。実践する過程で知的財産権保護の現状を把握できれば、中国の知的財産立法体系の正誤を判断し、改善していくことが可能になる。第二点は、中国の知的財産権保護の現状を正しく把握しておくことにより、知的財産法のエンフォースメントを改善できる点である。知的財産のエンフォースメントは中国でかなり改善されたが、いくつかの理由によりまだ十分とはいえない。地方政府の中には、「知的財産権の保護は、外国人の利益を保護するだけだ」、「権利侵害や模倣品の製造が違法なのは知っているがやめられない」という誤った考えを持つ者もいる。このような現象が生じるのは、知的財産制度の役割を正しく理解していないというよりはむしろ、中国の知的財産の保護水準の誤解によるものである。つまり、中国の知的財産権の保護水準は十分に高いから、法律通りに運用しないで欲しいという発想が生まれるのである。第三点は、中国の知的財産の保護水準を正確に把握しなければ、国家の知的財産戦略の基礎を固めることができないという点である。国家の知的財産戦略は、知的財産権の創造、活用、保護、人材育成等多方面に及ぶ。中国の知的財産権の保護水準を正確に認識してさえいれば、需要に合った知的財産保護戦略を立てることができ、第11次5ヵ年計画に示された壮大な目標を達成することが可能となる。第四点は、中国の知的財産権の保護水準を正確に把握していないと、国民の知的財産権保護の意識を高めることができないという点である。改革開放が進む中で、国内企業は外国企業との取引を通じて少なからず痛い目にあっている。一部のメディアは中国の知的財産権の保護水準は高すぎると宣伝して民族主義を煽って中国の知的財産権保護を排斥している。その一方で、他のメディアは、知的財産権の保護水準を政府に高めてもらうことを狙う営利企業団体の圧力を受けて、中国の知的財産権の保護は不十分であ

⁶ 李春『李順徳：要加大对国内企業知識産権的保護力度』(中国工商報2005年2月22日)掲載

ると一方的に訴えている。このように2つの営利企業団体が対立している
ので、中国国民は現在の自国の知的財産権の保護水準がわからなくなって
しまい、知的財産法を遵守することも、知的財産制度を通じて自己の利益
を守ることもしようとしないのである。したがって、中国の知的財産権の
保護水準を正確に把握することは、これらの問題を解決する重要な鍵であ
り、今すぐ取り組まなければならない。

2. 知的財産権の保護水準の高低についての判断基準

中国の知的財産権の保護水準についての認識が一致していないのは、知
的財産権の保護水準を調整する統一の基準が未だ確立されておらず、人々
がそれぞれ異なる観点に立って結論を導き出していることによる。正確に
中国の知的財産権の保護水準を把握するためには、まず、ふさわしい基準
を定めなければならない。

ある学者は、中国の知的財産権の保護水準には三つの判断基準があると
述べている。第一は、知的財産権の保護が、中国が加盟する国際条約が要
求する水準に達しているか否かである。第二は、知的財産権の保護が中国
の大多数の消費者に有益であるか否かである。第三は、知的財産権の保護
が中国の経済発展と科学技術の進歩に役立つか否かである⁷。この学者が
述べているように、この問題について検討するときには国内と国外の両方
の要因を考慮しなければならない。

筆者も中国の知的財産権の保護水準が高すぎるのか、それとも低すぎる
のかを判断するためには、各要因を客観的に考慮しなければならないと考
える。特に、国際、国内という2つの要因を十分考慮に入れて総合的に判
断しなければならない。この2要因について以下に敷衍する。

(1) 国際的要因

国際的要因とは、一国家の知的財産権の保護水準と、関係する国際的
な要因とを比較することを意味する。国際的な要因には主に知的財産権
について国際機関が制定した標準や諸外国の知的財産権の保護水準が
含まれる。国際機関が制定した標準とは世界知的所有権機関 (WIPO)、

世界貿易機関 (WTO) のような国際機関が制定した国際条約により確
定している知的財産権についての保護水準であって、「パリ条約」や
「TRIPS 協定」によって、各国の知的財産保護の最低水準が義務付けら
れている。諸外国の知的財産権の保護水準とは主に各国の知的財産権の
保護に関する法規であり、先進国の知的財産権立法だけではなく、発展
途上国の知的財産権立法も含まれる。先進国と発展途上国の知的財産権
の保護水準には大きな隔りがあるが、大多数の国がすでに国際条約に
規定された最低保護水準を満たしている。中国の知的財産権の保護水準
の高低を判断するにあたり、中国の知的財産権の保護水準と国際条約に
規定された保護水準及び諸外国の知的財産権の保護水準とを比較する
ことによって、客観的な結論を導き出さなければならない。

(2) 国内的要因

国内的要因とは、一国家の知的財産権の保護水準と、関係する国内の
政治、経済、科学技術、文化等の要因とを比較することをいう。これら
の要因が知的財産権の保護水準に影響を及ぼすのは、知的財産権制度が
知的作品を創造した個人の利益だけではなく、国家の政治、経済、科学
技術、文化の発展に大きな影響を与える可能性があることによる。した
がって、世界中のどの国においても知的財産権法の成立の時には知的財
産権の社会的機能が強調されている。たとえば、アメリカには1787年憲
法第1条第8節「連邦議会は次の権限を有する…著作者および発明者に、
一定期間それぞれの著作および発明に対し独占的権利を保証すること
によって、学術および技芸の進歩を促進すること。」の規定がある。明
らかに、知的財産権制度は、個人の利益保護のみではなく、国民全体の
利益をも保護するために創設されたことがわかる。国際条約中、「世界
人権宣言」第27条には、「すべて人は、その創作した科学的、文学的又
は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有
する。また、すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞
し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。」ことが宣
言されている。自らの創作に係る知的作品を保護することとその成果を
社会全体で享受することは、どちらも重要な基本的人権であり、どちら
か一方をおろそかにするようなことはあってはならない。「TRIPS 協定」

⁷ 王衛国『知識産権保護要兩個適応』(経済日報2005年9月29日)

の前文には「加盟国は、知的財産権が私権であることを認め」、「加盟国は知的所有権の保護のための国内制度における基本的な開発上及び技術上の目的その他の公の政策上の目的を認める」ことが規定されている。この規定から、知的財産制度は個人の利益と社会の利益とを調和させた成果であり、個人の利益と社会の利益とのバランスが極めて重視されて制定されていることがわかる。

この社会の利益とは、政治、文化、科学技術、経済等の利益を意味する。あるイギリスの学者の中には、知的財産権は権利者のみの経済的権利なのではなく、国家と社会の経済的社会的権利の実現を手助けするツールであると強調する者がいる。しかし、いかなる状況においても、基本的人権は知的財産権の保護が要求する権利よりも低いところにあるとはならない⁸。したがって、中国の知的財産権の保護水準を判断するとき、権利者の利益保護と知的財産権の保護水準の中国の政治、経済、科学技術および文化事業の発展への寄与度の両方を考慮しなければならない。具体的には、現在の知的財産権の保護水準が国情に適応しているか否か、また、国内の地域、部門間の現状に適応しているか否かを考慮しなければならない。

知的財産権の保護水準のバランスを良くするには、中国の法律の制定だけではなく、法の施行の状況も考慮しなければならないと考える。知的財産法が整備されていても、十分に機能していなければ、その国の知的財産権の保護水準が高いとはいえない。反面、知的財産法の整備が不十分でも、厳格に実施されていれば、その国の知的財産権の保護水準は高いといえることができる。

3. 中国の知的財産権の保護水準に対する評価

以上に述べてきた通り、知的財産権の保護水準についての判断基準が明確になったので、以下に中国の現在の知的財産権の保護水準について評価する。

⁸ The UK IP Committee, 『Integration of the Intellectual Property with Development Policy』, 国家知識産権局条法司訳, 国家知識産権局発行, 2000年, 6頁

(1) 国際条約に規定された知的財産権の最低限の保護水準と比較して、中国の知的財産権の保護水準は低くはない。「パリ条約」、「TRIPS 協定」等の知的財産権に関する国際条約に規定された知的財産権の保護水準は、加盟国が果たさなければならない最低限の義務であって、これに不満を持つ発展途上国もあるが、加盟した以上は国際条約の規定に沿うように国内法を修正しなければならない。2001年に中国が WTO に加盟する前、知的財産権に関する法律、法規、使用解釈が全面的に修正され、「立法精神、権利内容、保護標準、法律救済手段等の方面で科学技術の進歩と創造を促進し、WTO 「TRIPS 協定」及び他の知的財産権に関する国際規則と一致させる⁹」こととなった。したがって、中国の知的財産権の保護立法の水準が低すぎるという批判は的を射ていない。中国の知的財産権立法の中には、国際条約で規定されている水準と比較して高すぎるものさえ存在する。例えば、「著作権法」には「TRIPS 協定」に規定のない著作権者の精神的な権利について詳細に規定されている。

(2) 先進国と比較すれば中国の知的財産権立法の水準には今なお隔たりがあるが、発展途上国の中では法の整備が進んでいるといえる。先進国は発展途上国と比べて科学技術、文化の水準がはるかに高いため、国内の知的財産法の制定も進んでいる。世界銀行が2003年に発表した GDP と人口の統計資料によれば、世界第1位のアメリカは GDP が10.9兆ドル、人口は2.91億人である。中国の GDP は1.4兆ドルで人口は12.88億人である¹⁰。中国の一人当たり GDP はアメリカの2.88%であり、その差は歴然としている。また、先進国の科学技術、文化産業は途上国よりも発展しており、特にアメリカは世界で最も科学技術と文化産業が発達した国であるから、自国の優位性を維持するため知的財産権の保護水準を高く設定し、生物遺伝技術に特許を付与し、著作権者にイ

⁹ 國務院新聞辦公室『中国知識産権保護の新發展』2005年4月

<http://politics.people.com.cn/GB/1026/3338425.html> 2006年2月1日閲覧

¹⁰ 『世行公布世界 GDP 排名, 全球地区貧富差距明顕』

<http://newyork.china-consulate.org/chn/xw/t142945.htm> 2006年2月1日閲覧

ンターネットでの放送権を与える等して手厚く保護しているのである。中国の科学技術、経済及び文化はまだ途上国の水準であるため、知的財産権の法による保護水準は先進国ほど高くはないが、これは中国の現状に見合っているといえる。ベトナム、フィリピン、南アフリカ等の途上国と比べると中国の知的財産権の保護体系は比較的整備されているといえ、途上国の中では進んでいる位置にある。

- (3) 法の執行については、改善されたがそれでもまだ解決しなければならない問題を有している。中国は数年来、司法部門と行政部門において法を執行することで知的財産権を実効的に保護する体制を採用している。行政による保護の主体は、全国各地の工商行政管理機関、特許管理機構、著作権管理機関、税関、公安機関等である。司法による保護の主体は検察院、法院(裁判所)である。1998年から2004年の間に、全国の法院において結審した第一審の知的財産権の民事事件の件数は38228件、刑事事件件数は2057件、刑事罰を受けた人数は2357人に達する。中でも2004年に法院で結審された民事事件件数は8332件、刑事事件が385件、刑事罰を受けた人数は528人となっている¹¹。このようにして知的財産権事件が処理されることは、権利者の利益の保護、我が国の経済、科学技術及び文化事業の発展の促進につながるものである。しかし、依然として我が国では知的財産権の侵害行為が行われており、しかもこうした行為が目立つので、我が国の知的財産権の保護水準を押し下げる結果となっている。目下、国内外の知的財産権保護の問題は、外国企業が法の執行による我が国の知的財産権の保護が厳格ではないと認識していることにある。したがって、我が国は今後法の執行を徹底させて、知的財産権の法律法規を実行に移していかなければならない。

- (4) マクロ的には、我が国の知的財産権の保護水準は、国全体の経済、文化及び科学技術の発展の程度に基本的に適応している。知的財産権法

が成立した20余年をふりかえっても、我が国の知的財産権の保護水準が科学技術、経済及び文化の発展の水準とともに上がっていくということに気づくのは容易ではなかった。20世紀80年代に改革開放が始まった頃、社会の経済、文化はまさにこれから発展しようという時期にあり、商標法、専利法及び著作権法が公布され、科学技術、文化及び経済の発展が促進された。20世紀90年代に至り、我が国に市場経済が確立して経済発展が進んだことによって知的財産権の保護水準が高まり、コンピュータソフトウェア、植物の新品種、半導体回路設計図等の知的財産が保護対象に加わり、知的財産権法が改正されて権利者の利益がより手厚く保護されるようになった。21世紀になり、我が国の経済がさらなる飛躍を遂げて新局面を迎えたことで、我が国の知的財産権の保護水準はより一層高まり、著作権者のインターネットの放送権が追加され、商標の登録要件が緩和され、知的財産権侵害の取り締まりが厳しくなった。したがって、マクロ的には、科学技術、経済及び文化のレベルは知的財産権の保護水準と並行して高まっていき、両者は関連しあっていることがわかる。政府発行の白書「中国知的財産権保護の新発展」には、「中国知的財産権制度は、成立は遅かったがその発展は早かった。20世紀70年代末に改革開放政策が採用されて以降、中国の知的財産権の保護は大いに高まり、知的財産権制度の設立以来、健全な経済と社会の発展に貢献している。」¹²。しかし、中国の知的財産権の立法は国際条約の関連規定よりも明らかに進んでおり、その保護水準も自国の国情を上回っている部分があることに注目する必要がある。たとえば、1995年に公布された「知的財産権税関保護条例」にはすべての知的財産権侵害製品がその対象として含まれており、「TRIPS 協定」が対象とする模倣品、海賊版の範囲を超えたものになっている。

- (5) ミクロ的には、中国の知的財産権保護水準は、産業、地域経済、文化及び科学技術の発展レベルに対応していない。中国の知的財産権法の

¹¹ 國務院新聞辦公室『中国知識産権保護の新発展』2005年4月
<http://politics.people.com.cn/GB/1026/3338425.html> 2006年2月1日閲覧

¹² 國務院新聞辦公室『中国知識産権保護の新発展』2005年4月
<http://politics.people.com.cn/GB/1026/3338425.html> 2006年2月1日閲覧

制定は、国際条約に規定される知的財産権の最低保護水準を満たしている。しかし、この国際条約は先進国と途上国の応酬の産物であって、先進国の意向がより強く反映されている。アメリカの学者スーザン・セルとイギリスの学者ダンカン・マッシュューズの研究「TRIPS 協定」において「当該協定は、アメリカの12の多国籍企業の CEO が世界のために制定したものである。」という結論が導かれている¹³。したがって、国際条約に規定されている知的財産権の保護水準は多くの途上国が達成できる限界を超えたものになっている。例えば、「TRIPS 協定」に規定される薬品の厳格な特許保護及び半導体集積回路の回路配置の保護は、中国の関連産業に大きな打撃を与え、知的財産権の保護水準が国情を超えたものとなっている。中国の知的財産権制度が設けられた頃は中国の国情が考慮されていたが、重要視されていたのは国全体の事情であって、個別の事情に目が向けられることはなかった。中国の現行の知的財産権の保護水準が適当か否かを判断するには、具体的に事情を考慮しなければならない。このことは、中国のように国土が広く、産業が多く、多民族国家である場合には、なおさら重要となる。労働社会保障部が発表した数字によれば、国民間の収入格差の拡大は深刻で、都市部と農村との間に大きな隔りがある。都市部の住民の年収の増加率が年8-9%であるのに対し、農村部の住民の年収増加率は4-5%となっている。産業間の格差も大きい。全国の企業及び機関の1年の収益は1.5万元前後であるが、ある産業に従事する人の平均年収は6万元を超えている。産業内の収入格差も大きく、幹部と一般職員との間には20倍以上の収入格差がある。所得の分配も公平ではない。全体の所得の45%を占める10%の都市部の住民がいる一方、都市部の所得の1.4%にしかない10%の都市部の住民も存在する。中国の都市と農村のジニ係数は2000年には国際機関が警戒点とする0.40を超え、現在は0.45を超えようとしている¹⁴。このような複雑な状

況の中で、発展した地域に適合する知的財産権保護水準は、発展の遅れている西部地域の水準に適合せず、高収入の階層に適合する知的財産権の保護水準は低収入の階層には適合しない。言い換えれば、地域、産業及び職業によって適合する知的財産権の保護水準は異なるという結論になる。例えば、中国の専利法は、医薬品の専利保護を高めて権利者の利益を保護することが強く求められている。経済発展の進んだ地域の人々は医薬品に高額な費用を支払うことができるが、西部の農村の貧しい人々に同じ額の支払いを求めれば、公共衛生上問題が生じる。

つまり、中国の知的財産権の保護水準が高いか低いかは、一面のみを見て簡単に判断することはできず、国内外の政治、経済、文化、科学技術の発展等について、各地域、産業、国民間の格差を十分に考慮して判断しなければならない。知的財産権の法律制度を制定し、執行するときも上述の要因を考慮し、社会発展の需要に対応する知的財産権制度を設立すべきである。

4. 今後の知的財産権の国際保護戦略

中国の知的財産権の保護水準を認識した後、国内外の要素を結合して中国の今後の知的財産権の保護戦略を確立する必要がある。筆者は以下のような戦略を提案する。

- (1) 中国の知的財産権の立法が中国が加盟する国際条約に規定される最低の保護水準を満たしていること、国際条約の規定及び国内法の規定を確実に実行して中国の知的財産権の保護水準が高いことを海外に示さなければならない。中国は世界経済のグローバル化の趨勢に従って、「パリ条約」及び「TRIPS 協定」等の国際条約に加盟し、これら国際条約の規定に沿うように国内法を改正した。国際条約及び国内法の規定を確実に履行し、法の執行と立法の水準を一致させなければならない。そうすれば、中国の知的財産権の保護水準が高まったことを明確に示して国際社会でのイメージを回復し、知的財産権制度を通じ

¹³ Susan K. Sell, "Private Power, Public Law", *The Globalization of Intellectual Property Rights*, 60-74 (2003).

¹⁴ 『我国居民收入六大差距10%居民占有45%城市財富』

http://news.xinhuanet.com/fortune/2005-08/11/content_3339109.htm 2006年2月1

て自国の科学技術、文化及び経済の発展を促進することが可能となる。

- (2) 発展途上国としての立場で知的財産権の保護水準を判断するとき、一面のみを見て先進国の知的財産権の保護水準に近づけてはならない。多くの国際条約はアメリカ等の先進国の主張に基づいて制定されており、先進国の利益ばかりが必要以上に考慮されている。多くの学者が「TRIPS 協定」は先進国が無理矢理制定した途上国に不公平な協定であり、帝国主義時代の産物であると認識している¹⁵。したがって、知的財産権の保護水準は、税収と同じように高いほどよいというのではなく、イギリスの知的財産権委員会が「知的財産権と発展政策の整合」報告の中で指摘しているように、知的財産権の保護は、知識とそれを創造する能力を具備した直接影響を受ける人々に有利となるように、また、知識とそれを創造する能力のない人々の資本となるために存在すべきである。多くの発展途上国にとって、創造能力は先進国に遠く及ばず、知的財産権を過分に保護すれば経済発展が阻害されるおそれがある¹⁶。したがって、中国は、一発展途上国として、国際条約の規定する最低保護水準を遵守するという前提の下、国内の事情に鑑みてふさわしい知的財産権の保護基準を選択し、適当な知的財産権の保護水準を確立すべきであり、徒に、先進国の高水準を追い求める必要はない。
- (3) 途上国との協力を強め、知的財産権の国際舞台での交渉の主導権を握るべきである。知的財産権の保護は法律問題だけではなく、政治、経済問題でもあり、知的財産権の保護水準は、世界中の国家、集団、特に先進国と途上国の実力を総合的にバランスさせて定められている。したがって、発展途上国が国際舞台での交渉で有利な規定を設けたいのであれば、他の途上国との協力は不可欠である。WTO の中でブラジル、インド及び他の21カ国の加盟国と協力してカンクン会議におい

¹⁵ Yu, Peter K., "TRIPs and its Discontents" 10, *Marquette Intellectual Property Law Review* (2005)

¹⁶ 前掲・8 21頁

て、WTO 加盟国が投資、競争政策、政府調達、貿易の便利化等の問題を協議することを阻止することに成功したのはその好例である¹⁷。したがって、中国は今後多くの途上国と協力して、「TRIPS 協定」の弾力性のある条項を利用して自己の利益を保護し、機が熟したら、多くの途上国と共に途上国に適合する知的財産権の保護基準を制定していかなければならない。

- (4) 自国の優位性を活用するべきである。つまり、知的財産権制度を利用して遺伝資源と伝統知識を保護しなければならない。中国は遺伝資源と伝統知識に恵まれているが、今まさに多国籍企業の BIO-PIRACY の被害にあっている。WIPO は発展途上国のために民間文学の保護のモデル法を制定し、「生物多様性条約」などの国際条約で提起された途上国の伝統的知識と遺伝資源に関する保護について提案している。フィリピン、エクアドル、ブラジル、ベネズエラ及びアルゼンチン等の途上国はすでに「コミュニティ権」、「コミュニティ知識権」、「伝統資源権」などの制度を設けて原住民の文化コミュニティの伝統知識を保護している。中国は5000年の歴史を有する古代文明国であり、伝統知識と遺伝資源に恵まれている。このことを契機として、法により中国が優位にある伝統知識を保護し、国際的な知的財産権貿易で優位に立つべきである。中国の東部地区と西部地区の採用すべき知的財産権戦略は異なり、東部地区は創造を主とし、西部地区は遺伝資源と伝統知識の合理的な保護を主とするべきである。
- (5) 自国の創造能力を高めて知的財産権の成果に転化させていく必要がある。過去の経験から、先進国は建国当初はプロパテント政策を採用せず、経済力が高まるにつれて知的財産権の保護水準を高めていったことがわかる。今中国は、高度成長期にある経済状況にあわせて、知的財産権の保護水準を体勢の赴くところに従い適宜調整している段階にある。したがって、今後の国内外の情勢の変化に対応すべく、中国は、伝統的な産業を再生させ、ハイテク企業を発展させ、自国の知

¹⁷ 前掲・15

的財産を育成していかなければならない。また、創造力を高めるとともに、知的財産権を応用して、国際的に通用する知的財産権と、著名ブランドを有する国際競争力を持った企業を育成していかなければならない。知的財産権制度を利用すれば、こうした目標の実現は可能だろう。また、知的財産権の保護水準とそれに見合った中国の経済力、科学技術、文化のレベルが実現する。